

利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）【令和7年8月から】

利用者 負担段階	対象者		居住費（滞在費）の負担限度額				食費の 負担限度額	
	収入・所得の状況	預貯金等の 合計額	多床室	従来型 個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設入所	ショートステ イ利用
第1段階	生活保護受給者	単身：1,000万円 以下 夫婦：2,000万円 以下	0円	550円 (380円)	550円	880円	300円	300円
	本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、 老齢福祉年金受給者							
第2段階	本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9000円以下の人	単身：650万円 以下 夫婦：1,650万円 以下	430円	550円 (480円)	550円	880円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9000円超120万円以下の人	単身：550万円 以下 夫婦：1,550万円 以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超える人	単身：500万円 以下 夫婦：1,500万円 以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の方		第4段階の食費、居住費の金額は、各施設との契約により設定されます。 施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。					

※介護老人福祉施設と短期入所介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

（参考）居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

施設の種類	居住費（滞在費）の負担限度額				食費の 負担限度額	
	多床室	従来型個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設入所	ショートステ イ利用
介護老人福祉施設	915円	1,231円	1,728円	2,066円	1,445円	1,445円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	437円	1,728円	1,728円	2,066円	1,445円	1,445円